

○議長(森田治男君)

この際、日程第二十及び日程第二十一の二案を一括して上程いたします。

日程第二十議案第六十一号及び日程第二十一議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名でございますので議案第六十一号及び議案第六十二号福生市表彰条例に基づく一般表彰について一括して御説明申し上げます。

本二案は、消防団員及び町会長として市行政に貢献されました功績に対して表彰をいたそうとするもので、議案第六十一号は、消防団員歴二十二年、町会長歴二年、通算二十四年在職し、本年三月三十一日、永田町会長を退任されました福生市大宮福生五八八番地、笹本 亮氏を、

議案第六十二号は、消防団員歴十四年、町会長歴六年、通算二十

年在職し、本年三月三十一日、志茂第一町会長を退任されました福生市大宮福生二九七八番地二、村野吉藏氏をそれぞれ表彰条例第四条第二号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮りその答申をいたさしたため、御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいたさして、原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第六十一号及び議案第六十二号の二案について採決いたします。

お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十一号及び議案第六十二号の二案は、それぞれ原案のとおり同意されました。

○議長(森田治男君) 日程第二十二議案第六十三号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第六十三号市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

今回、廃止しようとする路線は市道武蔵野台三六号線でございます。路線の位置は五十四年から五十五年度にかけまして建設いたしました第二市営住宅の上段北側でありまして、幅員四メートル、延長三八・三メートルの規模の道路であります。

このたび市営住宅の建てかえに伴いまして廃止する必要が生じたので、道路法第十條第二項の規定に基づきまして廃止しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願いいたします。説明といたします。

大変失礼いたしました。ただいま市道武蔵野台三六号線と申しましたのは、市道武蔵野台三四号線の誤りでございますので、そのように御訂正をお願いいたします。と思います。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十三号は、建設委員会に付託いたします。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十三諮問第一号人権擁護委員候補名の推薦に關する意見聴取についでを議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので諮問第一号につきまして提案の理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たりましては人権擁護委員法の定めによりまして議会の御意見を拝聴いたしまして法務大臣に推薦することになっております。

当市は人権擁護委員の方には三名おられるわけでありますが、このたび復本令秀氏が本年十月三十一日をもって三年の任期が満了するわけでございます。復本氏は履歴書にもございますとおり議員の方にもございまして御存じの方でございます。人権擁護委員といたしまして四期お務めをいただいております。人格、識見ともすぐれた方でございまして年齢的にもまだお若く、今後とも

委員として御活躍をいただかなければならない方であると存じまして本会を御提案申し上げた次第であります。

議会の御答申をいただきましたならば法務大臣にその旨御推薦申し上げたいと存じます。

よろしく御審議を賜り御答申をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、提案の理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第一号については諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって諮問第一号は諮問

により異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十四 諮問第二号 人権擁護委員候補名の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいただきましたので、諮問第二号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

前案の諮問第一号と同様、このたび宇佐美良時氏が十月三十一日をもって三年の任期が満了のわけでございますが、議員も御存じのとおり宇佐美氏は議員という要職も経験され、また人権擁護委員として二期お務めいただいた方で、社会的信望も非常に厚く、健康にも大変恵まれた方でありますので、ぜひとも再推薦いたしたく本案を御提案申し上げた次第でございます。

前案と同様御答申をいただきますならば、法務大臣にその旨御推薦

申し上げますと存じます。

よろしく御審議を賜り御答申をいただきますようお願い申し上げます。説明といたします。ありがとうございます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ音あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております 諮問第二号については、諮問により異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ音あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて 諮問第二号は、諮問により異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第二十五 陳情第六十一号「外国人登録法」改正

に關する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で意見を終ります。

陳情第六十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり
厚生委員会に付託いたします。

○議長(森田治男君)

日程第二十六請願第六十一号すべての合成洗剤を
なくし安全な石けんの普及に關する請願書を議題といたします。

紹介議員遠藤洋一君から本趣旨の説明を求めます。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 御指名に基きまして請願第六十一号すべての合成
洗剤をなくし安全な石けんの普及に關する陳情についての意見を述べさせて
いただきます。

紹介議員が私ということですが、このことはこの陳情をいたしました西多

摩生活協同組合の私は一組合員であるということから最も大きな陳情の紹
介ということになっております。本会の中身からいたしますと、あらゆる議員の
皆様方に紹介をお願いしたいという趣旨でございますけれども、組合員と
いふこともあり、私にお願いいたします。

御承知のとおり多摩川のそばで私たちは暮らしております。多摩川につ
きましてはこれまでも議会でも何度か問題になりましたように、都市下水路の排水
口から拝島の処理場までの間が東京の中の多摩川の流れている全感の中で
最も汚染が激しいというふうになっております。さきでまたカカの中ですら
多摩川は清くなっておりますし、前年行われました環境保護団体の調査に
よりましてカワセミがまた多摩川に戻ってきたというふうな報告もあります。
特に坂公園から拝島にかけては、私も最近行っておりますけれども、カワ
セミがしばしば飛来しております。

秋川にはカワセミをずっと写真撮つておられる写真家の方もありまして
その方にお話を伺いしても多摩川は確実にきれいになっていくということと
おっしゃっております。

その中でぜひ多摩川の水流を守ると同時に、私たち西多摩に住む者としていたしまして特に水源地があります。小河内の水源地などにできるだけ合成洗剤の害を及ぼさないような形の努力をしていきたいと思っておりますし、同時にこの合成洗剤の使用によりまして発がん性の物質その他が出てくることはもう学術的にも明らかになってくるわけです。できるだけ家庭でも石けんの普及というところをお願いしたいと同時に、できれば公共施設や学校給食から合成洗剤を石けんに切りかえていただくような形の御指導をお願いしたい。それから、あるいは多摩川、秋川に接する自治体と協力をいたしまして水の環境浄化キャンペーンをぜひやっていただきたい。

それから広報なども石けんの使用を推進していただきたいというような形で請願項目が出ております。

請願の内容は、ここに書きましたとおりでございますけれども、ぜひ皆様方の御協力で、要するに合成洗剤から石けんへ、そして川を少しでも、多摩川をきれいにするという形で頑張りたいと思います。ありがとうございます。

以上で大々推挙ですけれども、この請願に対する紹介議員からの説明

というところで皆様の御協力をお願いしたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長(森田治男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

請願第六十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(森田治男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明十三日から十九日まで七日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって明十三日から十九日まで七日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は六月二十日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

本日はこれをもちて敢会いたします。

午前十一時四十五分 散会

請願第六十一號

すべての合成洗剤をなくし安全な石けんの普及に関する請願書

紹介議員 遠藤洋一

緑豊かな、清流多摩川・秋川の環境保全に、日夜努力を重ねられる貴議会に深く敬意を表します。

琵琶湖や霞ヶ浦が今や死に瀕しており、それらの地域で、ようやく、条例により、合成洗剤の規制が行われるようになりました。また、新しくは神奈川県による「リン・LAS規制と石けん使用の拡大」という洗剤対策の打ち出し、さらには中野区における「区有施設での合成洗剤使用禁止と石けんへの切りかえ」等、各自治体において洗剤対策に対する積極的な動きはすでに御承知のことと存じます。

石けんは動植物の油からつくられ、二千年の歴史のなかで安全性が証明され、湖や河川にあつても分解され、もとの元素に戻るといふ自然のサイクルに適しており、自然環境破壊や人体への影響がありません。

一方、合成洗剤は、主成分・助剤共に石油から化学的に合成されたもので、皮膚障害、肝臓障害、催奇性、発ガン補助作用等、人体への悪影響があるだけでなく、下水処理能力を低下させ、分解しきれないために、湖や河川を汚染し続けます。

江戸の昔より、都民のみならず、私たちの命の水となってきた多摩川・秋川の水も急速に汚染が進み、塩素殺菌の量もふえ、それに比例して発ガン物質であるトリハロメタンが

ふえているのは、まぎれもない事実であり、加えて合成洗剤は浄水場でも除去されず、水道水から確実に私たちの体内に蓄積されております。

また、昭島の下水処理場でも、合成洗剤の処理に時間・費用がかかっています。

このように、合成洗剤を使う者は、みずからが被害者になると同時に、水を汚染する加害者にもなっています。これ以上、私たちの多摩川・秋川を汚さぬよう、そしてみずからの身体を守るために、行政の積極的な指導を期待し、左記の請願をいたします。

請 願 項 目

一、 公共施設、学校給食から、すべての合成洗剤を石けんに切りかえるよう指導してください。

二、 多摩川・秋川に接する自治体と協力し、水の環境浄化を進めてください。

三、 市・町・村の広報活動で、石けんの使用推進を啓発してください。

昭和六十年六月四日

請願者代表

青梅市新町一、九六八

西多摩生活協同組合石けん委員会

佐々木 つぎ代 ㊤

他百四十八人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

第二回福生市議会

定

例

会会議録(第八号)

昭和六十年六月二十日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	杯田	武	君
三番	村野	和一郎	君
五番	赤星	行人	君
七番	井上	寅吉	君
九番	上野	重勝	君
十一番	原	敏子	君
十三番	小野	沢久	君
十五番	加藤	謹之助	君
十七番	東田	正治	君

二番	在原	博	君
四番	石川	泰一	君
六番	齋藤	葵	君
八番	石川	保	君
十番	木村	徳藏	君
十二番	遠藤	洋一	君
十四番	仲村	清信	君
十六番	高水	惣八	君
十八番	堀川	實	君